

令和7年度

高崎市柔道整復施術所支援金について

高等学校卒業までの子ども及びその世帯の経済的負担を軽減するため、子ども医療費無料化制度の助成対象とならない施術費用（材料費）の一部を負担する施術所を対象に、事業継続のための支援金を給付します。

対象者

次の全てに該当する施術所（開設者）が対象です。

- ・柔道整復師法第19条の規定による施術所の届出を行っている。
- ・市内で柔道整復による事業を行っており、今後も市内で当該事業を継続する意思がある。
- ・高等学校卒業までの子ども（18歳に達する日以後の最初の3月31日までの子ども）の施術費用を対象に、子ども医療費無料化制度の助成対象とならない材料費を負担している。
- ・高崎市暴力団排除条例第2条第1項に規定する暴力団及び暴力団員等のいずれにも該当しない。

給付額

一律 3万円 ※施術所1施設あたり1回限りの給付となります。

必要書類

個別申請の場合

1. 柔道整復施術所支援金給付申請書（様式第1号）
2. 請求書
3. 振込指定口座の通帳の写し

一括申請の場合 ※高崎市柔道整復師会の代表者が行う場合に限る

1. 柔道整復施術所支援金給付一括申請書（様式第2号）
2. 柔道整復施術所支援金給付一括申請内訳書（様式第3号）
3. 請求書
4. 一括振込指定口座の通帳の写し
5. 委任状兼確認書

申請方法

郵送または持参 ※郵送の場合は下記申請先までお送りください。

受付期間

令和7年4月1日～令和7年5月1日 ※新規開設の場合を除く。
（土曜・日曜・祝日を除く 午前8時30分～午後5時15分）

申請先 問合せ先

〒370-0829 群馬県高崎市高松町5番地28
高崎市保健所 保健医療総務課 総務担当
電話：027-381-6111

よくあるお問い合わせ

Q 対象者の要件のうち、「子ども医療費無料化制度の助成対象とならない材料費を自己負担している」とは？

A 子ども医療費無料化制度により療養費の自己負担のない者（高等学校卒業までの子ども）が施術を受けた場合、固定材料費等は患者の自己負担となりますが、この自己負担額を患者に負担させず（窓口で受け取らず）、実質的に施術所が自己負担している場合のことを言います。

Q 該当となる材料費とは？

A 具体的には以下の物が該当になります。

- ・テーピング
- ・包帯
- ・骨折、脱臼以外の固定材料
- ・持ち帰り用湿布薬

Q 材料費の自己負担はいつまで続けないといけないのか？

A 当該支援金の対象期間は、「給付決定されたときから当該年度の3月末日まで」となります。そのため、支援金の給付を受けた場合、対象期間中は施術所での自己負担を継続してください。

Q 不測の事態等で、支援金の給付対象期間中に事業の変更（休止・廃止等）があった場合には、支援金は返還しないといけないのか？

A 事業の変更の内容等、状況を確認させていただきますので、お手数ですが問合せ先までご連絡をお願いいたします。

Q 開設者である個人または法人が、複数の施術所を開設している場合の申請方法は？

A 個別申請の方法により、該当する施術所分の申請を「柔道整復施術所支援金給付申請書（様式第1号）」により申請してください。